

Tottori Institute of Invention and Innovation

# Chizai Tottori



知財とっとり

2016

11月号 Vol. **68**



～歓喜の瞬間(とき)～(鳥取県大山鍵掛峠)  
撮影: 柳川真樹様 (鳥取県大山町)

発行: 鳥取県知的所有権センター  
〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1

- 一般社団法人鳥取県発明協会  
TEL: 0857-52-6728 FAX: 0857-52-6674
- 公益財団法人鳥取県産業振興機構  
TEL: 0857-52-6722 FAX: 0857-52-6674



# 「知財専門家駐在日」のお知らせ

## 「知財総合支援窓口運営業務」(独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)請負契約)

月 日	時 間	場 所	知 財 専 門 家
1 2月 1日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構内	福田弁理士
1 2月 8日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構内	中西弁理士
1 2月 13日 (火)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構西部支部 2階	田中弁理士
1 2月 15日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構内	船曳弁理士
1 2月 22日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構内	西村弁護士

※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。  
 その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。

※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mailにてご確認ください。  
 鳥取県知財総合支援窓口サイト (<http://torimado.com/>) では、窓口状況の確認もできます  
 のでご利用ください。

## お申し込み連絡先

### 鳥取県知財総合支援窓口



■TEL 東部窓口：0857-52-5894  
 西部窓口：0859-30-3725



■E-mail: torimado@toriton.or.jp

「知財総合支援窓口の電話が話し中の場合は下記におかけ直してください。」

一般社団法人鳥取県発明協会 0857-52-6728  
 公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-6722

## ★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。

平成28年4月より各会場の開催時間が統一となりました。(13:00~16:00)

月 日	会場(予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
12月14日 (水)	境港商工会議所 (TEL: 0859-44-1111)	特許等無料相談会	毎月第2水曜日 (13:00~16:00)
12月21日 (水)	米子商工会議所 (TEL: 0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00~16:00)
12月 2日 (金) 12月16日 (金)	倉吉商工会議所 (TEL: 0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00~16:00) (月2回開催に変更)
12月13日 (火)	鳥取県立図書館 (TEL: 0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00~16:00)
12月 6日 (火) 12月20日 (火)	倉吉市立図書館 (TEL: 0858-47-1183)		毎月第1・3火曜日 (13:00~16:00) (月2回開催に変更)
12月27日 (火)	米子市立図書館 (TEL: 0859-22-2612)		毎月第4火曜日 (13:00~16:00) ※4・7・10・1月は弁理士駐在

### 独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL: 0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30~16:30)
--	-------	-----------------------

# 「平成28年度中国地方発明表彰」報告

地方発明表彰は、各地方における発明、考案又は意匠の創作並びに発明の実施及び発明の奨励、創意の高揚に関し特に功績のあった者を顕彰することにより、地方における科学技術の振興を図り地域の産業の発展に寄与することを目的として、年1回実施されています。

詳細はこちらのHPへ

⇒[http://koueki.jiii.or.jp/hyosho/chihatsu/H28/jusho\\_chugoku/index.html](http://koueki.jiii.or.jp/hyosho/chihatsu/H28/jusho_chugoku/index.html)

表彰式は各地方ごとに年1回実施され、今年度、中国地方は11月2日（水）島根県にて開催されました。

なお、鳥取県で受賞された方は次の方々です。（敬称略）

## 表彰式



おめでとうございます

賞名	企業名	発明の名称	登録番号
発明協会会長賞 /実施功績賞	八幡物産株式会社	ロイヤルゼリー高含有カプセルの製造方法	特許第 4529047号
鳥取県知事賞	日本水産株式会社	養殖魚の給餌方法及び給餌システム	特許第 5706816号
鳥取県発明協会 会長賞	株式会社ニッコン	かんたん側溝補修工法	特許第 5722855号
発明奨励賞	有限会社河島農具製作所	歩行乗用兼用電動リフト作業車	意匠登録第 1401105号

平成29年度中国地方発明表彰は  
『鳥取県』にて開催されます。

第2回 2016知財ビジネスマッチング会inとっとり（個別面談会）  
 & 富士通の技術を活用した米子高専生によるビジネスアイデア発表会  
 開催のお知らせ

平成28年12月9日（金）午後1時30分より  
 米子コンベンションセンター 6階 第7会議室にて開催

- ①日本電信電話(株)
- ②イトーキ(株)
- ③京セラコミュニケーションシステム(株)
- ④パナソニック(株)

左記4社が開放特許の紹介をいたします。

開放特許の紹介後は、**個別面談会**もいたします。  
 （予約制、1面談20分）



同時開催として、米子高専生の学生チームが、富士通の特許技術を活用して、中小企業向けビジネスのアイデアを発表します。

柔軟な発想力を持った学生達が約半年間かけて考えてきたビジネスアイデアの企画・提案に、自社の新事業創出にヒントがあるかもしれません。

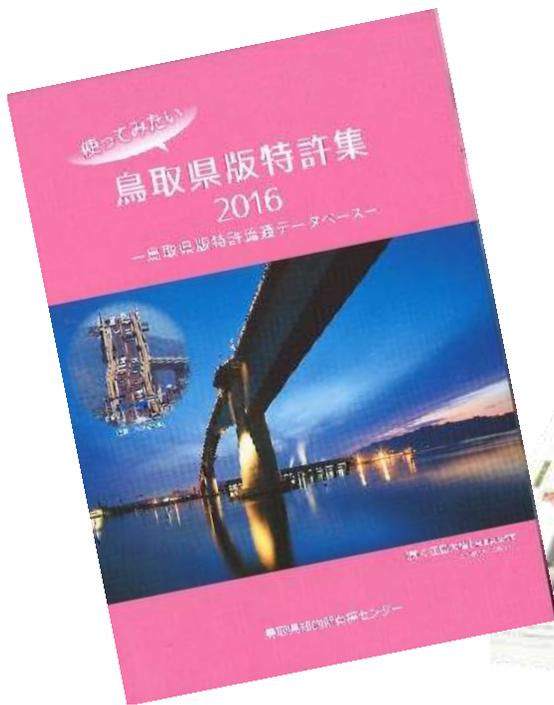
学生達が考案したビジネスのアイデアに耳を傾け大手企業が保有する技術を活用した事業の創出について考えてみませんか？

詳しくは、鳥取県産業振興機構のHPをご覧ください。

問い合わせ  
 申込先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構  
 知的所有権センター 担当：山本・小畑  
 電話：0859-52-6722  
 ファクシミリ：0857-52-6674  
 電子メール：chizai@toriton.or.jp

# 「鳥取県版特許集2017」原稿募集のお知らせ



【参考】鳥取県版特許集2016

鳥取県産業振興機構知的所有権センターでは、知的財産活用への取組強化を目指して、県内企業等が保有する特許技術の移転（特許流通）支援に鋭意取り組んでおります。

その一環として、県内企業等が保有する特許技術の効果的な情報発信を行い、特許流通を促進することを狙いとして、「鳥取県版特許集2017」（冊子）の発行及びインターネットによる情報発信を企画しております。

（平成29年3月上旬発行予定）

つきましては、皆様が所有されておられます特許等の有効活用として、特許集への掲載をご検討いただき、ご応募いただきますようお願いいたします。

## ■応募方法

鳥取県産業振興機構のHPよりご応募ください↓

<http://www.toriton.or.jp/index.php?view=7054>

## ■募集締切

平成28年11月30日（水）必着

問い合わせ  
申込先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構  
知的所有権センター 担当：上田・西村  
電話：0859-52-6722  
ファクシミリ：0857-52-6674  
電子メール：chizai@toriton.or.jp

## 「下町ロケット」の弁護士に学ぶ、 中小企業を成長させる知財・経営戦略

～これであなたも、知的財産に取り組む必要性がわかる・・・かも～

大人気小説・ドラマ「下町ロケット」の成り立ちや秘話。  
知財・経営戦略とは何か？  
技術をどのように事業戦略につなげていくかを、  
おおいに語っていただきます！

あの下町ロケットのモデルとなった鮫島弁護士が鳥取初上陸！！  
鮫島弁理士が熱く語ります。ぜひこの機会にご参加ください。

- ❖ 日 時：平成28年11月25日(金)  
午後1時30分から3時30分まで  
(受付：午後1時00分～)
- ❖ 場 所：米子市福祉保健総合センターふれあいの里  
4階 中会議室1・2  
(米子市錦町1丁目139番地3)
- ❖ 講 師：弁護士法人 内田・鮫島法律事務所  
弁護士・弁理士 鮫島 正洋(さめじま まさひろ)氏
- ❖ 費 用：無料
- ❖ 定 員：70名
- ❖ 締 切：11月18日(金)まで
- ❖ 申 込：ちらし裏面の申込参加書にご記入のうえ  
下記宛にFAXまたはE-mail等にてお送りください。  
ちらしは鳥取県発明協会のホームページ  
(<http://www.toriton.or.jp/~thatsu/>) からダウンロードできます。



申込み・連絡先  
一般社団法人鳥取県発明協会

〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1  
電話：0857-52-6728  
FAX：0857-52-6674  
E-mail：hatsu@toriton.or.jp

## 「鳥取県発明協会 2年生」



一般社団法人鳥取県発明協会 事務局職員  
情報発信/経理担当 北村 里香

鳥取県発明協会勤務2年生になりました北村里香です。  
この記事を書くにあたり、昨年度書いた自分の「担当者より」のページを見て振り返ってみました。  
昨年は右も左も分からずバタバタと過ぎていく毎日でしたが、今年はと言うと・・・  
多少なりとも仕事内容が分かってきたものの、相変わらずバタバタと余裕のない日々を過ごしている毎日です^^。



昨年度集合写真



今年度集合写真

この『知財とっとり』編集を担当するのも2年目に入りました。  
皆さんの知りたい情報や内容の充実・見やすい記事などを心掛け、細かな箇所にも拘って仕上げていきたいと日々情報の収集などを模索しています。

鳥取県知的所有権センターでは今年度よりホームページをリニューアルいたしました。  
また、新たな情報発信のツールとして、「Facebook」及び「Twitter」のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）もスタートさせています。  
さまざまな情報をいち早くお知らせしたり、人と人とのつながりの促進・支援などに役立つツールになればと願っています。

鳥取県発明協会のホームページでは、様々なイベントやお知らせなどを掲載しています！  
みなさまのアクセスをおまちしております。



鳥取県発明協会ホームページ  
<http://www.toricon.or.jp/~thatsu/>



 <https://www.facebook.com/Tottorichizai/>  
 <https://twitter.com/tottorichizai>

鳥取県知的所有権センターポータルサイト  
<http://www.tottorichizai.com/>

『知財とっとり』を読んでいただいたみなさまのご感想・アドバイスなどお待ちしております。  
✉ → [hatsu@toricon.or.jp](mailto:hatsu@toricon.or.jp)





「知財Q & A」は、知財総合支援窓口で実際にご相談のあった事例の中から、皆様のお役に立つと思われる案件をピックアップしてご紹介しています。

Q

商標「〇〇ひじき」の指定商品として、「ひじき」とひじきに類似する「アカモク」を指定することはできるのでしょうか？

商標「〇〇ひじき」の商標登録出願する場合、指定商品として、「ひじき」とともに、ひじきに類似する「アカモク」とすることはできるのでしょうか？また、「アカモク」の加工品を「〇〇ひじき」として販売しても良いのでしょうか？

A

ひじきとアカモクは異なる素材ですので、商標法第4条第1項第十六号の「商品の品質又は役務の質に誤認を生じる恐れがある商標」に該当して商標登録出願しても拒絶されると思われます。また、「アカモク」の加工品を「〇〇ひじき」として販売すると、不当景品類及び不当表示防止法第5条「不当な表示の禁止」及び不正競争防止法第2条第1項第十三号「品質誤認惹起」に該当する可能性が高いと思われます。

ひじきとアカモクとは、同じ褐草ホンダワラ類に属する海藻ですが、商品の原材料としてみた場合は異なり、両方とも別材料として流通していますので、異なる素材（原材料）になると考えられます。今回、出願したい商標は、「〇〇ひじき」ですので、消費者に「ひじき」を原料とした製品であると認識させる可能性が高いといえます。このため、指定商品として「アカモク」を指定することは、商標法第4条第1項第十六号「商品の品質又は役務の質に誤認を生ずる恐れがある商標」に該当すると考えられますので、拒絶されると思われます。

次に、「アカモク」の加工品を「〇〇ひじき」として販売する行為は、不当景品類及び不当表示防止法第4条「不当な表示の禁止」および不正競争防止法第2条第1項第十三号「品質誤認惹起」に該当する可能性が高いと思われます。

### 参考情報1：商標法

（商標登録を受けることができない商標）

第4条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。  
十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生じるおそれがある商標

### 参考情報2：不当景品類及び不当表示防止法（景表法）

（不当な表示の禁止）

第5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について、一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者に自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### 参考情報3：不正競争防止法

第2条第1項 この法律において「不正競争」とは次に掲げるものをいう。

十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸入し、輸出し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為



本文及び知的財産権についてのご相談は、  
お気軽に『知財総合支援窓口』まで  
電話：0857-52-5894



# 鳥取県特許関係情報

(平成28年10月発行)

◆公開公報目次・登録実用新案目次◆				
出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
F D K鳥取株式会社	筒型電池の封口板及び筒型電池	2016-177877	2015-054947	2015/3/18
F D K鳥取株式会社	外付けP T C素子および筒型電池	2016-181473	2015-062356	2015/3/25
F D K鳥取株式会社	筒型電池の封口体及び筒型電池	2016-184466	2015-062950	2015/3/25
F D K鳥取株式会社	外付けP T C素子および筒形電池	2016-186855	2015-066141	2015/3/27
◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆				
出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
石井 寿信	砥石台	登-03206907	2016-003873	2016/7/20
株式会社ニッコン	溝蓋用受枠	特-06013384	2014-043702	2014/3/6
株式会社 微量元素開発	セシウムの除去方法	特-06000710	2012-162262	2012/7/23
気高電機株式会社	炊飯器	特-06004068	2015-209643	2015/10/26
気高電機株式会社	炊飯器	特-06004069	2015-209644	2015/10/26
菊川 清	デント	特-06006442	2016-005045	2016/1/14
国立大学法人鳥取大学	ヒト間葉系幹細胞を肝細胞へ分化誘導する新規化合物の合成と解析	特-06008297	2013-509857	2012/4/2
国立大学法人鳥取大学	遮音構造ユニット及び同ユニットを用いた遮音構造体	特-06010747	2012-063129	2012/3/21
佐々木 孝	溝蓋用受枠	特-06013384	2014-043702	2014/3/6
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	移動体通信装置	特-06001852	2011-281820	2011/12/22
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	携帯用電子端末装置	特-06009879	2012-206429	2012/9/20
増田 広利	溝蓋用受枠	特-06013384	2014-043702	2014/3/6
鳥取コスモサイエンス株式会社	電源回路	特-06002497	2012-170939	2012/8/1
◆商標出願状況◆				
商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務	
有限会社 村岡オーガニック	くらべて菜	2016- 13697	第3 1類	
有限会社 村岡オーガニック	B L A N C R O U G E	2016- 13701	第3 1類	
寿スピリッツ株式会社	T H E K U R U M A N I A	2016- 12068	第3 0類	
株式会社楽粹	極旨瞬間凝固、粹楽	2016- 24042	第2 9類	
諏訪酒造株式会社	純米燗酒を究める会	2015- 86215	第4 1類	
株式会社旺方トレーディング	K A U T O R A ・ N E T、買うトラ	2016- 36141	第3 5類	
株式会社ガルデンス	+EX	2016- 16538	第1 6類・第3 7類・第4 2類・第4 4類	
日中東北物産有限会社	W H I T E R A B B I T	2016- 15794	第6 類・第3 9類	
井口 善博	加(ヤマ)、おでんだね!	2015-110421	第2 9類・第4 3類	
株式会社日本マイクロシステム	C A D I Y 3 D	2016- 65441	第9 類	
都▲橋▼ 一仁	美呼吸米	2016- 17634	第3 0類	

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会 (0857-52-6728) まで申し込んでください。

(価格・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円+送料)

## 鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
- サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報を特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
- その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)  
**New!!** 公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
- 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員のみ)  
～入会(会員)及びサービスの詳細は下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください～

## 鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

### 《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除

(この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)

- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

### 《年会費》

一口 3,000円(何口でもご加入いただけます)

### 《申し込み方法》

下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください。

夢とひらめきと創造力で元気に！  
鳥取県発明協会は、科学技術の発展を図り、もって地域経済の発展に寄与する活動をしていきます。  
子供達と地域の未来のために  
青少年創造力育成  
●発明教室・発明体験会(学校・公民館)  
●発明教室・発明体験会(学校・公民館)  
●少年少女発明クラブの支援  
●発明教室、発明イベント開催  
知的財産戦略の普及啓蒙  
●知的財産に関するセミナー開催  
●知的財産の活用事例の調査  
発明の奨励・表彰  
●中堅地の発明表彰への推薦  
●発明奨励表彰への推薦  
このように発明協会の活動にご賛同いただける方々に、協賛という形でご協力をお願いしています。  
鳥取県発明協会  
一般社団法人鳥取県発明協会

11月25日(金) 米子市にて開催！

## 「下町ロケット」の弁護士に学ぶ、知的財産戦略セミナー

まだお席に余裕があります。  
みなさまのご参加をお待ちしております！



### ■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会  
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号  
電話：0857-52-6728、FAX：0857-52-6674  
E-mail:hatsu@toriton.or.jp